

資 料

我が国の新会計基準と国際会計基準の影響

伊 藤 秀 俊

目 次

- 1 はじめに
- 2 新会計基準と国際会計基準の影響
 - (1) 連結財務諸表制度の見直し
 - (2) 研究開発費等に係る会計基準
 - (3) 退職給付に係る会計基準
 - (4) 金融商品に係る会計基準
 - (5) 外貨建取引等会計処理基準
 - (6) 固定資産の減損に係る会計基準
- 3 おわりに

1 はじめに

この研究資料は、本学の國村道雄教授との共同研究テーマ、「漸進的な会計改革による利益概念の変容が企業価値の説明力にどのような影響を及ぼしたのか。」のための基礎資料をなすものである。また、本研究は、本学の学術研究奨励助成費である「研究成果展開事業費」を受けたものであり、ここに明記しておく。

さて、我が国における会計ビッグバンは、周知のように橋本内閣時代に金融システム改革を主目的とし、FREE, FAIR, GLOBALの改革3原則に基づいて行われてきたといえることができる。本資料では、この会計ビッグバンと称される個々の新会計基準が、国際会計基準や欧米の会計基準を参考のうえで、換言すればそれらの影響を受けたかたちで作成され、公表されたものなのかを検証していく。その場合の新会計基準は会計ビッグバン以降の会計基準であり、具体的には、連結財務諸表制度の見直し、研究開

発費等に係る会計基準、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準、固定資産の減損に係る会計基準の六つを対象とする。

この六つの会計基準の内容からみれば、それぞれすべて全く国際会計基準と同一の内容というわけではなく、国際会計基準と異なる部分を包含していることは事実認識として有しているところであるが、全体として概観すればかなり国際会計基準に近い内容の基準になったと誰もが認めるところでもあろう。本資料では、こうした会計基準の内容に踏み込んでその異同点を摘出することがねらいではない。(すでに、こうした国際会計基準と日本の新会計基準の異同点を対比した内容の図書が刊行されている。例えば、神戸大学IFRSプロジェクト・あずさ監査法人IFRSプロジェクト編著、『新版国際会計基準と日本の会計実務』、同文館出版、平成17年11月刊がそれである。)

本稿では、あくまでも我が国のこれらの個別

会計基準を審議し、作成する過程で国際会計基準に近づける意図があったのか、すなわち国際会計基準の影響を受けた、あるいはそれを念頭に置いて基準を作成したのかといった点を、各基準を審議した際の議事録並びに議事要旨や論点整理、新聞発表などの資料をもとに検証し、確認していく作業を行うものである。

2 新会計基準と国際会計基準の影響

(1) 連結財務諸表制度の見直し

企業会計審議会の第一部会における「連結財務諸表を巡る諸問題」の審議は、平成7年10月以降積み重ねられてきたが、その一応の成果は、平成9年2月7日に公表された「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書(公開草案)(以下、意見書案という。)」(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/top.htm 2006/12/27)についてで見ることができる。

この意見書案では、第一部「連結ベースのディスクロージャーの充実等について」及び第二部「連結財務諸表原則の改訂について」から構成されており、とりわけこれまでの個別財務諸表を中心としたディスクロージャーから、連結財務諸表を中心としたディスクロージャーへと移行する点が第一部の中で示されたことは極めて大きな会計上の変革であったといえよう。この第一部の内容はつぎのようである。すなわち「(1)第一部では、従来の個別情報を中心としたディスクロージャーから、連結情報を中心としたディスクロージャーへの転換を図り、連結ベースでのディスクロージャーを一層充実すべく、以下の諸点を提案している。・連結情報の重視、・連結キャッシュ・フロー計算書の導入、・中間連結財務諸表の導入、・連結ベースの臨時報告書の導入、・ディスクロージャーの効率化、・連結情報に係る公認会計士等の監査の充実」である。このように、この意見書案の第一

部では連結情報を中心としたディスクロージャーに変更することがのべられているが、その理由は何故であろうか。この点について意見書案では、以下のようなことがのべられている。

「近年、子会社等を通じての経済活動の拡大及び海外における資金調達活動の活発化など、我が国企業の多角化・国際化が急速に進展しており、また、我が国証券市場への海外投資家の参加が増加するなど、我が国企業を取り巻く環境は著しく変化している。我が国では、これまで個人情報を中心とするディスクロージャーが行われてきているが、このような環境の変化に伴い、投資者が企業集団の抱えるリスクとリターンを的確に判断するため、連結情報に対するニーズが一段と高まってきている。また、企業の側においても、連結経営を重視する傾向が強まってきている。なお、米国、英国等の諸外国では、従来より連結情報を中心としたディスクロージャーが行われているところである。このため、我が国における連結情報に係るディスクロージャーの現状については、多くの問題点が指摘されている。」つまり、我が国企業や証券市場を取り巻く環境が国際化してきており、米国や英国型の連結情報を中心とするディスクロージャーに変更した方が問題が少ないという理由である。この点は、平成8年6月21日に行われた企業会計審議会総会でも同様な趣旨、というよりはより国際会計基準を意識した意見がのべられていることが注目される。すなわち、ここでは、上記「連結財務諸表を巡る諸問題」の中間的な取りまとめとして「連結財務諸表を巡る論点の整理について」が報告されているが、「今後の審議においても、グローバル・スタンダードを十分踏まえ、連結情報が主になっていくという観点から財務諸表の利用者のニーズと作成者の負担のバランスを考えた上で議論を進めていただきたい。」(企業会計審議会総会・第一部会議事要旨、平成8年6月21日)といわれ、

グローバル・スタンダードというアングロ・アメリカン型の国際会計基準を念頭に置いて連結情報重視の会計ディスクロージャーとするよう求められている。こうした意見においては、平成10年3月13日に行われた企業会計審議会総会において実質的に会計ディスクロージャーのグローバル・スタンダード化を確保したとして、その審議の成果を讃える意見がのべられていることは注目される。すなわち、「昨年（平成9年）の連結財務諸表の見直し、今回の中間連結財務諸表及びキャッシュ・フロー計算書をもって連結の枠組みが完成した。我が国のディスクロージャーのグローバル・スタンダード化のプロセスの中で、大きな前進が確保された。」（企業会計審議会総会議事要旨、平成10年3月13日）

このように、連結会計制度におけるディスクロージャーのグローバル・スタンダード、すなわち国際会計基準化に向けて大きな前進が確保されたとのべられているということは、従来の個別財務諸表中心主義から連結財務諸表中心主義へ移行ないし変更したことが完成した大きな理由が、資本市場の国際化等を巡る国際企業の経営環境を前提とした財務諸表の利用者である投資家のためのディスクロージャーの変更、つまりは連結財務諸表中心主義に変更したとみることができる。その意味では、我が国の連結財務諸表制度の見直しによる連結財務諸表中心主義は、国際会計基準に大きく影響を受けた結果であると評しえよう。

(2) 研究開発費等に係る会計基準

平成10年3月13日付けで、企業会計審議会は「研究開発費等に係る会計基準」を公表している。同基準の「二 会計基準の整備の必要性」において、つぎのようなことがのべられている。「企業の研究開発に関する適切な情報提供、企業間の比較可能性及び国際的調和の観点から、研究開発費に係る会計基準を整備することが必

要である。」

また、同日付けで、当時の大蔵省は、「企業会計審議会総会の開催について」と題し、新聞発表を行っている。そこでは、冒頭でつぎのようにのべている。「企業会計審議会（会長 森田哲彌日本大学教授）は、一昨年11月の金融システム改革に関する総理指示を踏まえ、国際的調和等の観点から整備すべき企業会計の課題について審議を進めてきた、本日、総会を開催し、下記について取りまとめ、公表した。」ここで公表された項目は、1『中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書』及び『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書』、2『中間監査基準の設定に関する意見書（公開草案）』及び『監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂に関する意見書（公開草案）』、3『研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書』という3項目である。（新聞発表の引用箇所はつぎの資料による。http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a909.htm 2006/03/17）

さらに、企業会計審議会第4回研究開発費部会議事要旨をみると、つぎのような記述をみることができる。すなわち、平成9年10月17日、議題は「ソフトウェアの会計処理の現状について参考人からのヒアリングが行われた後、研究開発の定義、具体例等について審議が行われた。」ここで、主な意見等として「研究開発の典型例」についてつぎのような意見をみることができる。「米国、IAS等の基準においては、研究開発活動に当たる典型例、当たらない典型例を定めており、定義を実際の企業活動に適用するためには、典型例を示す必要があるが、その際には、国際調和の観点から米国、IAS等の基準を参考とする必要がある。」（議事要旨の引用箇所はつぎの資料による。http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/gijiyosi/1a006d4.htm 2006/01/28）こうした意見が反映され

て、これまで我が国では存在しなかった研究と開発に関する明確な定義が新基準のなかに導入され、その内容はアメリカのSFASやIASにおける定義付けと類似したものとなっている。また、この新基準の作成に携わった北村敬子教授は、研究開発費等の会計基準が作成された経緯と概要をのべており、3つの理由から当該基準が必要になったとし、そのなかの一つに「アメリカや国際会計基準との調和化が無視できなくなってきたこと」を挙げている。(北村敬子稿、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書の経緯と概要」、『企業会計』, 1998年, Vol. 50, No7, pp. 72～74を参照のこと。)

以上のように、研究開発費等に係る会計基準が作成されるに至るうで、アメリカや国際会計基準の影響を受けた、あるいはそれらを念頭に置いて作成したことは明らかである。

(3) 退職給付に係る会計基準

平成10年6月16日付けで、企業会計審議会は「退職給付に係る会計基準」を公表している。(なお、ここでは、平成17年3月16日に企業会計基準委員会から公表された企業会計基準第三号「退職給付に係る会計基準」の一部改正については研究の対象外としていることをお断りしておく。)当該基準が公表される前に、大蔵省は平成10年4月17日付けで、企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(公開草案)の公表についてという新聞発表を行っている。そこでは、つぎのようにのべられている。「企業会計審議会(会長 森田哲彌 日本大学教授)は、一昨年11月の金融システム改革に関する総理指示を踏まえ、国際的調和等の観点から整備すべき企業会計の課題について審議を進めているが、今般、『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)』を取りまとめ、これを公表して広く各界からの意見を求めることとした。」(新聞発表の引用箇所は

つぎの資料による。http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a910.htm 2006/03/17) この新聞発表の内容は、基本的に「研究開発費等に係る会計基準」の新聞発表のそれと同じものであり、国際的調和等の観点から整備すべき企業会計の課題として退職給付に係る会計基準を取り上げていることがわかる。

また、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の二 会計基準の必要性のなかでは、つぎのような言及をみることができる。「企業年金等に係る会計基準を設定することにより、年金資産や年金負債の現状を速やかに明らかにするとともに、企業の負担する退職給付費用について適正な会計処理を行っていくことが必要である。また、今回設定する会計基準に基づく会計処理およびディスクロージャーについては、国際的にも通用する内容となるよう、これを整備していくことが必要である。」

さらに、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」の概要(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a913b.htm 2006/03/17)を企業会計審議会ではのべているが、そのなかの基本的考え方(2)において、つぎのような記述がみられる。「基本的な会計処理の枠組みとして、支出の原因の発生時に費用を認識する『発生主義』の考え方を採用し、IAS(国際会計基準)との調和を図るとともに、具体的な計算方法においては我が国の実態を踏まえた処理方法を採用した。」

これらのことから明らかなように、国際会計基準との調和化を図ることが当該基準の内容として盛り込まれていたということが出来る。さらに、この意見書の概要では、参考として我が国の同基準の特徴がのべられている。すなわち、「1. 米国基準では、追加最小負債及び無形固定資産として貸借対照表に年金負債を両建て計上するが、我が国ではこのような処理は採用しない(注)。我が国において、このような無形

固定資産の概念を導入することは困難であり、IASもこのような処理は採用していない。2. 退職給付費用の計算は、IAS及び米国基準と同じく期間比例計算（勤務期間に応じ毎期均等に発生するという考え方）を原則とするが、我が国では、給与比例計算も採用する（注）。米国基準では支給倍率比例が認められている。3. 過去勤務債務及び数理計算上の差異は、IAS及び米国基準では、遅延認識（残存勤務期間以内で定期的に費用処理）の他、一定範囲の数理計算上の差異は認識しないことも認められるが、我が国では、いずれも遅延認識とする。」（注の部分は省略する。）

このように、我が国の退職給付等会計基準にあっては、米国というよりはIASとの調和が図られつつも独自の部分が若干存在している。

(4) 金融商品に係る会計基準

大蔵省は、平成9年6月6日に、「企業会計審議会総会の開催について」と題して新聞発表を行っている。そこでは、これまでみてきた新聞発表の場合と同様、つぎのようなことが先ず、冒頭でのべられている。すなわち、「企業会計審議会（会長 森田哲彌日本大学教授）は、昨年11月の金融システム改革に関する総理指示を踏まえ、国際的調和等の観点から整備すべき企業会計の課題について審議を進めてきたが、本日、総会を開催し、下記について取りまとめ、公表した。」（http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a902f0.htm 2006/03/17）とされており、ここでもやはり、国際的調和等の観点からの会計基準の整備が指摘されている。この新聞発表では1. 連結財務諸表制度の見直しに関する意見書、2. 金融商品の会計基準に係る論点整理（中間報告）、3. 研究開発費の会計基準に係る論点整理という三項目が取り扱われているが、ここでは、はじめに「金融商品の会計基準に係る論点整理」（以下、論点整理

という。）の内容を取り上げて検討していくことにする。

企業会計審議会は、論点整理において、つぎのような基本的認識を示している。すなわち、「金融商品に係る会計処理基準について、IASC（国際会計基準委員会）は、本年3月に、全ての金融商品を公正価値で評価すべきであるとする討議資料を公表している。一方、FASB（米国財務会計基準審議会）は、平成5年5月に、一部の有価証券について公正価値で評価することを求める基準書を公表し、さらに、昨年6月には、全ての金融商品を公正価値で評価することを引き続き検討するとしつつ、デリバティブ取引及びそれによりヘッジされている金融商品を公正価値で評価することを求める公開草案を公表している。我が国としては、このような国際的な動向を踏まえ、21世紀に向けての我が国金融市場改革に当たっての3原則（フリー、フェア、グローバル）の観点から、次のような基本的認識に立ち、金融商品全般に係る会計処理基準の検討を行うことが必要であると考える。（以下、フリー、フェアの内容に関する説明があった後、3つ目としてグローバルの内容を説明しているので、前二者の説明は省略することとし、3つ目の内容を続けて引用しておく。）3. 国際的で時代を先取りする市場（グローバル）

我が国企業の国際的な事業活動の進展、国際市場での資金調達及び海外投資者の我が国証券市場での投資の活発化という状況の下では、財務諸表等の企業情報は、国際的視点からの同質性や比較可能性が強く求められている。デリバティブ取引を含む金融商品取引の国際的レベルでの活性化を促すためには、これに対応する法制度の整備が必要であるとともに、金融商品に関する我が国の会計処理基準の国際的調和が喫緊の課題になっている。」このように、論点整理においては、IASCや米国の金融商品に係る会

計基準の動向を踏まえ、とりわけデリバティブ取引を念頭においた金融商品の会計基準の国際的調和を喫緊の課題として明記していることが特徴的である。

また、上記のような論点整理とは別に、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（公開草案）」（http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a914a2.htm 2006/03/17）やその概要の文書（http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a914b.htm 2006/03/17）においても IASC や FASB の同基準に関する取組が紹介されているが、ここでは、かかる公開草案の概要においてのべられているつぎのような見解を示しておくことにする。すなわち、「国際的な動向としても、国際会計基準委員会（IASC）や米国財務会計基準審議会（FASB）においては、金融商品に関する会計基準が明らかにされている。当審議会は、このような状況に鑑み、平成8年7月以降、金融商品部会において、金融商品に係る広範な問題について審議を重ねてきた。この度、一応の成案を得たため、これを「金融商品に係る会計基準（案）」として公表することとした。」とのべられており、IASC や FASB の国際的動向を鑑みて我が国の金融商品会計基準（案）を作成した旨のことがのべられており、明らかに国際的調和を図ることが大きな目的であったということが出来る。

また、上述のような国際的動向との調和を図ることを意識した文言は、平成11年1月22日に企業会計審議会により公表された金融商品に係る会計基準のなかの「結論の背景」経緯の第48項及び第49項、そして・金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方の第64項の(3)においても、上述の論点整理でのべられていたこととほぼ同様な趣旨のことがのべられていることをここに指摘しておく。

なお、企業会計基準委員会が平成18年8月

に公表した企業会計基準10号「金融商品に関連する会計基準」は、本稿では取り上げていないことを明記しておく。

(5) 外貨建取引等会計処理基準

平成11年6月18日、大蔵省は「企業会計審議会『公開草案』の公表について」と題する新聞発表を行っている。（http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a923.htm 2006/03/17）そこでは、（参考）として「外貨建取引等会計処理基準改訂（案）のポイント」が示されているが、つぎのようにのべられている。すなわち、「平成11年1月に公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」において有価証券やデリバティブ取引に時価評価が導入されたこと、及び、諸外国の会計基準との調和等の観点から、以下の点について見直しを行うこととする。改訂案は国際的な会計基準と同様の内容となっている。」このように、公開草案の段階ではあるが、国際会計基準と同様な外貨換算会計基準であることをわざわざのべている。平成11年6月18日現在の現行基準と改訂案の比較図は、つぎのように示されている。

同じくこの公開草案では、「外貨建取引等会計処理基準改訂について（公開草案）」の経緯が説明されているが、そこでは平成11年1月22日に企業会計審議会が公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下「金融商品に係る会計基準」という。）との関連性が指摘されている。すなわち、当該基準において、「金融商品全般に係る会計基準の整備が行われており、（中略）投資家に対する的確な財務情報を提供することの必要性や会計基準の国際的調和化などの観点から、一定の金融資産について時価評価を導入し、併せて、ヘッジ会計も採用したところである。このように新たな会計基準が設定された状況において、金融商品に係る会計基準との整合性等を考慮し、現行の「外貨建

(平成11年6月18日現在)

	現 行 基 準	改 訂 案
有価証券	取得時レートで換算	決算時レートで換算 (子会社株式等を除く)
金銭債権債務	短期：決算時レートで換算 長期：取得時レートで換算	決算時レートで換算
デリバティブ取引	(規定なし)	決算時レートで換算
為替換算調整勘定	資産又は負債に表示	資本の部に表示

(注1) 決算時レートは、決算日の直物相場又は決算日の前後一定期間の平均相場をいう。

(注2) 為替換算調整勘定は、在外子会社の外貨建財務諸表を換算する際に生じる換算差額をいう。

取引等会計処理基準」について見直しを行うことが必要となった。」とのべられている。これは、一定の金融資産に時価会計が導入されたことに伴い決算時レートを適用する必要性が理論的に生じたこと、そして同じくヘッジ会計が採用されたことに伴い外貨換算会計基準上もヘッジ会計の処理に対応しなくなること等が、相互の基準の関連性の問題として挙げることができる。こうした2つの基準の相互関連性を理由とする新外貨換算会計基準の整備については、企業会計審議会総会議事録(日時：平成11年10月22日開催)のなかでも簡単にはあるが触れられている。すなわち、当時の福田金融企画局長が、「今年の1月には、金融商品の会計基準をお取りまとめいただきまして、これに対応して、今般、外貨建取引の換算方法などが見直されることになりまして、グローバルな国際的に通用する会計基準が整備されることになりまして、大変意義深いと思っております。(中略) 国際的にも通用する会計基準の整備が現時点での肝要な課題となっておりますので、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。」とのべ、金融商品会計基準と外貨換算会計基準との相互関連性に触れていることを裏付けることができる。このように両基準一体として国際的に通用する会計基準作りを目指したこ

とが窺えるが、例えばヘッジ会計の方法として国際会計基準が時価ヘッジ法を採用しているのに対して日本では繰延ヘッジ法を採用するなどの若干の相違点は依然として残されているのが現状である。

(注) (議事録の引用箇所はつぎの資料による。http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/gijiroku/all1022.htm 2006/03/17)

(公開草案の引用箇所はつぎの資料による。http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a923.htm 2006/03/17)

(6) 固定資産の減損に係る会計基準

平成12年6月23日、企業会計審議会(会長若杉明 高千穂商科大学教授)は、第一部会で審議を行っていた中間的な取りまとめとして、「固定資産の会計処理に関する論点の整理」(以下、論点整理という。)を公表している。(新聞発表、平成12年6月23日)この論点整理(http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikei/tosin/1a927c.htm 2006/03/17)では、「経緯及び基本的な考え方」が先ず、のべられている。すなわち、「会計基準は、近年の市場環境や企業行動の激変に伴って、急速な変化を余儀なくされてきた。また、市場の国際化の進展により、会

計基準の国際的調和が喫緊の課題として求められてきた。(中略)国際的にも、近年になって固定資産の減損に関する会計基準の整備が進められており、米国財務会計基準審議会(FASB)では平成7年3月に「長期性資産の減損及び処分予定の長期性資産の会計処理」(SFAS第121号)を、また国際会計基準委員会(IASC)では平成10年6月に「資産の減損」(IAS第36号)を公表している。(中略)以上のような状況に鑑み、当審議会では8回にわたって第一部会を開催し、固定資産に係る我が国の会計実務や海外の会計基準及びその動向等について審議を重ねてきたが、その結果、投資者に有用な情報を提供し、会計基準の国際的な調和を図るうえで最優先の課題は減損の処理であり、まずその基準を整備することが必要であるという結論に達した。」とのべられている。

このようにして、固定資産部会では、平成12年9月以降、固定資産の減損及び投資不動産の取扱いについて審議を重ね、平成14年4月には「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」を公表し、寄せられた意見を参考にしてその内容を一部修正し、平成14年8月9日付けで「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表するに至った。この意見書の「二 会計基準の整備の必要性」では、つぎのようなことがのべられている。すなわち、「我が国においては、従来、固定資産の減損に関する処理基準が明確ではなかったが、不動産をはじめ固定資産の価格や収益性が著しく低下している昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念が示されている。また、このような状況が財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘や、減損に関する処理基準が整備されていないために、裁量的な固定資産の評価減が行われるおそれがあるという見方もある。国

際的にも、近年、固定資産の減損に係る会計基準の整備が進められており、会計基準の国際的調和を図るうえでも、減損処理に関する会計基準を整備すべきとの意見がある。このような状況を踏まえ、固定資産の減損について適正な会計処理を行うことにより、投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図るなどの観点から、固定資産の減損に係る会計基準を設定することが必要である。」

以上のように、我が国の固定資産の減損会計基準は、アメリカの同基準や国際会計基準の同基準などを審議の対象とし、最終的に作成されたことが明らかである。その際、会計基準の国際的調和の観点が必要としてのべられていることから、我が国会計基準の国際的水準化を目指したといえることができる。

3 おわりに

本稿では、我が国の会計ビッグバンの一貫として公表された個別の会計基準のうち、研究開発費等に係る会計基準、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準、固定資産の減損に係る会計基準の五つを対象として検討してきた。

はじめにのべたように、本稿では、あくまでも我が国のこれらの個別会計基準を審議し、作成する過程で国際会計基準に近づける意図があったのか、すなわち国際会計基準の影響を受けた、あるいはそれを念頭に置いて基準を作成したのかといった点を、各基準を審議した際の議事録並びに議事要旨や論点整理、新聞発表などの資料をもとに検証し、確認していく作業を行ったものである。その結果、各基準の作成過程でとりわけ国際会計基準を中心とする国際的な観点からの調和を意図したものであることが明らかになった。すなわち、換言すれば国際会計基準等を念頭において各個別会計基準が作成

されたのであり、その意味ではその影響を相当程度受けた内容となっているということが出来る。